

## 基準 6 内部質保証

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

八戸学院大学短期大学部（以下、本学）では、自主的・自律的な大学評価（自己点検評価・外部評価・相互評価・認証評価）を行うために、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程（以下、評価規程）」を定めている。この「評価規程」に基づき、大学評価を推進するための統括組織として八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価統括本部（以下、大学評価統括本部）が設置された（平成 21(2009)年 9 月から令和 2(2020)年 3 月まで）。

大学評価統括本部は、本部長および副本部長、本部員（本学および八戸学院大学の学長・副学長・学長補佐・学部長・学科長、自己点検評価委員長、事務局総務部長、学務部長など）により構成され、自己点検評価・外部評価・相互評価の基本方針および実施方針に関する事項、認証評価に関する事項、大学評価結果の公表と検証およびそれに基づく対応に関する事項などについて審議を行う組織である。決議事項は八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）に報告され、学長がそれを承認した。なお、内部質保証体制の整備のため、大学評価統括本部は令和 2(2020)年 3 月に廃止された。

#### 【資料 6-1-1】（旧）八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程

内部質保証のための自己点検・評価の実施にあたり、大学評価統括本部の下位組織として八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会（以下、自己点検評価委員会）を設置していた。大学評価統括本部の廃止にともない、自己点検評価委員会は令和 2(2020)年 4 月から学長直轄の組織となり、学長の責任の下、「八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程」に基づき、本学の教育研究活動および管理運営などについて、全学的な点検・評価活動を行っている。

#### 【資料 6-1-2】八戸学院大学短期大学部自己点検評価委員会規程

#### 【資料 6-1-3】第 10 回運営会議議事録、

#### 【資料 6-1-4】第 11 回全学教授会議議事録

学内外の様々な情報の収集・分析等を通じて、本学および八戸学院大学における教育、研究、社会貢献および管理運営等について支援を行い、もって大学改革に資するために、大学評価統括本部の下位組織として八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部インスティテューショナル・リサーチ（IR）委員会（以下、IR 委員会）を設置していた。大学評価統括本部の廃止にともない、IR 委員会は自己点検評価委員会と同様、令和 2(2020)年 4 月から学長直轄の組織となり、学長の責任の下、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部インスティテューショナル・リサーチ（IR）委員会規程（以下、IR 委員会規程）」に基づき、教育研究、学生支援、大学運営などに必要な情報収集・分析を行っている。

#### 【資料 6-1-5】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部インスティテューショナル・リサ

## 一チ (IR) 委員会規程

### (3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大学評価統括本部の廃止にともない、自己点検評価委員会および IR 委員会が学長直轄の組織となり、内部質保証のための組織体制が整備されるとともに責任体制がより明確になったが、公益財団法人日本高等教育評価機構 (以下、評価機構) の定める評価基準に準拠した自己点検・評価を継続的に実施していくために、今後も内部質保証のための組織整備・責任体制の在り方について検討を行い、改善を図っていく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

##### (2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

八戸学院大学短期大学部 (以下、本学) では、「八戸学院大学短期大学部学則 (以下、学則)」第 1 条に定められた目的を達成するため、「学則」第 2 条に「本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う」と定めている。

#### 【資料 F-3】八戸学院大学短期大学部学則

また、「学則」第 2 条 2 項に基づき、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施するために「評価規程」を定め、この「評価規程」第 3 条に基づき、毎年度、自己点検評価委員会が主体となり、自己点検・評価を行っている。さらに、「評価規程」第 5 条に基づき、自己点検・評価の質向上を目指す自主的・自律的な評価活動として、学校法人光星学院 (以下、法人) 内の八戸学院大学との間で自己点検・評価の結果に対して相互評価を行い、自己点検・評価の検証を実施している。

#### 【資料 6-2-1】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程

自己点検・評価の結果は、自己点検評価委員会から大学運営会議 (令和元(2019)年度までは大学評価統括本部) に提出され、「学則」第 2 条の 2「本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする」に基づき、「八戸学院大学短期大学部自己点検評価書 (以下、自己点検評価書)」として発行している。「自己点検評価書」は、八戸学院大学短期大学部教授会において全教職員に配付され、このことにより、現状認識および取り組むべき課題について、法人、教職員間での共有を図り、教育研究環境などの改善に活用できる体制を整えている。加えて、教育情報の公開として「大学公式ホームページ」にも掲載し、学内外に広く公表している。

#### 【資料 6-2-2】平成 30 年度 八戸学院大学短期大学部自己点検評価書

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 委員会は、「IR 委員会規程」に基づいて活動している。

### 【資料 6-2-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部インスティテューショナル・リサーチ (IR) 委員会規程

令和元(2019)年度は、IR 機能を円滑に推進するために八戸学院大学学長が中心となり、IR 委員長、教育センター長、学生支援センター長、キャリア支援センター長、学務部長、学務部次長より構成された「IR に関する意見交換会」が定期的に行われ、ここに本学学長が後期から参画した。

この意見交換会において、令和元(2019)年度から毎年度「卒業時アンケート調査」を実施することが決定した。これは2年間の学修支援、学生生活支援、キャリア支援の満足度を明らかにし、今後の改革・改善のための資料として活用するための調査であり、令和元(2019)年度卒業生に対しては学位記授与式の当日に実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大にともなって式典が中止になったため、メールで回答を依頼した。また、学修成果の把握を目的として、大学の地域経営学科および人間健康学科の1年生とともに、本学の全1年生にPROGテスト(株式会社リアセック)を実施することを決定し、実施した。

### 【資料 6-2-3】卒業時アンケート調査用紙

#### (3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

IR 機能を円滑に推進するため「IR に関する意見交換会」を継続し、IRの方針を決定する。「卒業時アンケート調査」の分析を行うとともに、次年度以降も継続して実施する。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

#### (2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

学長の指示の下、学科および各委員会は毎年度当初に事業計画書を、年度末に事業報告書を提出し、教授会で情報共有している。この事業計画書と事業報告書はPDCAサイクルを意識した様式・内容となっており、内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みが確立されている。

#### 【資料 6-3-1】令和元年度学科・委員会の事業計画書

#### 【資料 6-3-2】令和元年度学科・委員会の事業報告書

学長は毎年「自己点検評価書」を踏まえて短期大学全体の事業計画書と事業報告書を作成している。学長が自己点検結果を検証しながら大学運営の改善・向上を図っていることから、本学のPDCAサイクルの仕組みが確立され機能しているといえる。

短期大学の教育の根本には三つのポリシーがある。三つのポリシーに基づく内部質保証のために、ディプロマ・ポリシーの検証を行う必要があり、その方法について令和元(2019)年度は議論を進めてきた。令和 2(2020)年度にはそれを実施する予定である。

令和 2(2020)年 4 月から大学評価統括本部の廃止にともない、今後、自己点検・評価結果の検証は運営会議が担う。

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長の監督・責任の下、短期大学運営の改善・向上を図るとともに、各学科において抽出された課題を本学の PDCA サイクルに連動させ、見直しや改善を実施する。

#### 【基準 6 の自己評価】

「内部質保証の組織体制」に関しては、自主的・自律的な大学評価を行うために「評価規程」に基づいて大学評価統括本部を設け、下位組織として自己点検評価委員会を設置していた。同様に、学内外の様々な情報の収集・分析等を通じて、大学改革に資するために IR 委員会を設置していた。令和 2(2020)年 4 月から自己点検評価委員会と IR 委員会は学長直轄の組織となり、責任体制がより明確になった。

「内部質保証のための自己点検・評価」に関しては、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施するため、「学則」、「評価規程」に基づき、毎年度、自己点検評価委員会が主体となり、本学の教育研究活動および管理運営などについて、全学的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は、「自己点検評価書」として学内外に公表するとともに、法人内の八戸学院大学と相互評価を行っている。IR に関しては、「IR 委員会規程」に基づき、IR 委員会が活動している。令和元(2019)年度は、卒業時アンケート調査および PROG テストを実施した。

「内部質保証の機能性」に関しては、学科、各委員会において、毎年度、PDCA サイクルを意識した事業計画書および事業報告書を作成することで、PDCA サイクルの仕組みが確立されている。また、学長が「自己点検評価書」を踏まえて短期大学全体の事業計画書および事業報告書を作成し、大学運営の改善・向上を図っていることから、本学の PDCA サイクルの仕組みは十分に機能しているといえる。